

「疋田庄屋文書(一)」

庄屋役の請書

府坂庄村屋役の交代について

さとうたくみ

疋田古文書の概要

疋田家母屋から十二枚のふすまを貰い受け、現在十枚を解体して、数百枚の古文書を取り出し、裏打ちの終わつたものから順次、染矢勘藏さんに解読をお願いしている。最も古いのは明和元年（一七六四）の「御伊勢様人数組合覚帳」であるが、主として疋田藤左衛門が庄屋職に就いた寛政七年（一七九五）から、幕末までの七十年余にわたる文書が含まれている。

内訳は、年貢皆済目録・割賦連判帳・割賦取立帳・宗門御改帳・牛馬毛付書上帳・証文類・手紙・請求書等で、

完全なもの、断片しかないもの、内容がバラバラになつて整理のできないもの等がある。

今回は、庄屋の交代を示す「差上申一札之事」について披露したい。同文のものが二通あり、一つは寛政七年（一七九五）に平兵衛（名字不詳）から疋田藤左衛門に交代した時のもので、理由は「平兵衛老齢の為」となつており、藤左衛門三十九才の時である。

一つは文化十年（一八一三）に御手洗利吉から疋田伝十郎に交代した時のもので、理由は「利吉病死の為」となつている。伝十郎十七才の時で「未だ若年の儀、御座候らえども格別の思召しをもつて」庄屋役を継承したのである。

利吉は、竹角の御手洗三男さんの先祖で、村の皆合を勤めていたと伝え、墓と位牌が残っている。おそらく、疋田藤左衛門が老齢となり伝十郎が若過ぎたので、その間、庄屋役を代行していたものであろう。利吉が死んだ時に生存が確認できる。

以下、原文の一部を掲げ、解説文は全て読み下し文にして掲載している。当時の農村の姿、農家の暮らしを知ることを目的としたい。

一札差上げ申すの事(一)



卷之二
一札差上げ事

一、海部郡・府坂村の庄屋平兵衛儀、歳まかり寄り、お役儀・相勤め難く御座候うに付き、退役お願い申し上げ、後役の儀は村中一統にて相談の上、連印の願書をもつて、私へ後庄屋役を願い奉り候うところ、右、願いの通り仰せ付けなされ、有難くしあわせに存じ奉り候。

一、御公儀より仰せ出され候う御法度、御仕置筋の儀、並びに御役所より仰せ渡され候う趣、堅く相守り申すべき旨。かしこ畏み奉り候。

一、御免状お渡しなされ候わば、早速、村中大小百姓立清身切削を通じ多ト割れひを坐筆、
方々も皆よき持年々の役割りが並んで、
割合は新弊半額に加減する所は施設を高め
事務手数料を減じてある御営業と申す
御免状作成の事務手数料を定め吉原
御免状作成の事務手数料を定め吉原

一、御免状お渡しなされ候わば、早速、村中大小百姓立会い拝見して、御割符の通り高下なく割合つかまり、もつとも、無筆・無算の者には、持高年々のつもりをもつて、地並・他人の割合など承合を為し、いささかも疑い申さぬよう巨細に申し聞かせ、米銀並びに諸出銀など取り立て申すべく候。勿論お役儀

一、御年貢米銀、取立方の儀、精々入念に正路つかまつ
るに於ては、御吟味の上、嚴重お咎めに仰せ付け
られ候う旨。仰せ渡され、畏み奉り候。

一、村方より差出し候う御用の諸書物など、仰せ付けら
れ候う次第、御日限の通り相認め差出し候うよう、
仰せ渡され、畏み奉り候。

一、御役所より仰せ触れられ候う儀は申すに及ばず、す
べて御用向き仰せ渡され候う儀、末々百姓共まで、
その村々、速々巨細に申し聞かせ、そのほか御用状
・御廻状・継人馬継など、兼々仰せ付け置かれ候う
通り、間違ひなく大切に相勤め申すべき旨。仰せ渡
され、畏み奉り候。



談議 談法

行え 知ゆる者

随分大切に相勤め、万一、私欲がましき儀つかまつ
るにおいては、御吟味の上、嚴重お咎めとがに仰せ付け

徒范強訴



而此種之和緩之處何事乎

村中惣百姓ども随分和談つかまつり、何事に限らず申し合い、相違なきよう仕るべく、かつまた村中百姓に対し非道の仕方つかまつらば、正道の取計い仕るべく候。もし非儀これあり候わば、百姓共より申し出るべき旨。仰せ渡され候う間、心得違ひ仕りまじく旨。もつとも、私の意趣意恨をもつて、筋なきの儀など申し掛け候わば御吟味の上、御仕置仰せ付けらるべき旨。なおまた、親類縁者たりといふとも御用筋に於いては少しも用なく、依怙を捨てマイナイ仕りまじき旨。仰せ渡され、畏み奉り候。

御用に付き他出つかまつり候う節は、組頭ども申し合わせ置き、御用向き間違いこれなきよう仕るべく、もし、よんどころなき事にて他国へ罷り越し候うみぎりは、その段お役所へ願い奉り、御下知次第つかまつり候。勿論、御役所より御呼び出しの節、病氣

これあり候うは、その段お断わり申し上げ、代役の者を差し候うよう。仰せ付けられ、畏み奉り候。

兼ねて仰せ渡され候う行え知れずの者、一夜の宿は申すに及ばず、立宿にても仕らせまじく候。もつとも平日油断なく小前々々へ、きつと申し付け、不埒の儀これなきよう取計うべき旨。仰せ渡され、畏み奉り候。

前之文後復道於俗家傳授歷歷在佛
寺小士皆因緣事緣成才接以施捨不計其
乘喜慶是又遠加近尋多村方而此寺為
國夏邑邑人多與之者一之皆風動之矣
布有之子通至之子之子材方上通一之
以資甚了若亦只不勞之少而初一尸若然以
勿備住處罕日安分的村中口口的也益口口口
那處丁飯生之口口中他若有所之口口口口口
連脚行了一上身就他滅其害

前々仰せ渡され候う通り、俗家に於いては談儀説法仕らず、仏事など仕り候う節、旦那寺を呼び候うは格別、旅僧など一切相招き申しまじく候。かつまた、諸勧請に事寄せ、村方相廻り、奇妙なること仕り、諸人をたぶらかし、不埒の儀、勧め候うものも、これあるにおいては、通りがかりのもの候わば、早々村方追い出し、一宿など仕りたい等と申す者これあり候うとも、決して宿がし申すまじく候。勿論この段、平日油断なく村中へ申し聞かせ置くべき候。万一千、右態の儀、申し渡し置き候うても、承届かぬ者これあり候わば、その段早速、お訴え申し上げるべ

き旨。仰せ渡され、畏み奉り候。

一、徒党強訴は御停止の儀、末々まで存じ居り候う通りのことに候う間、いよいよ相守り候うよう申すべき旨。仰せ渡され、畏み奉り候。



一
花業強制を廢止や廢止と近在布令通事
口方保持者守り候つてを言候候を裏に

一
村中者他領へ歩兵附帶とかず小者を寄り
候ふは候早田と金五郎で下毛支和候
ム北上入会事院役本官之候所で相引が承
報傳聞と桂川左右郎で毛本官
了候會及は事へ争ひ候、威を施相手
至る事無事也

一
村守し者皆委曲候ふに恐ろ者を聞毛
底費し僨約用農業ふは者と貢毛と云
候て名を取る右御へ花業負ふは候たゞ
アサウ人但限候事は候む後候を文狀
手書

一、村中の者、博奕富突などに心懸かり、酒肴取り調べ
米銀費やし僨約用い、農業仕らぬ者もこれあり候
わば、隠れなく申し出るべき旨。すべて右態の諸勝
負仕らぬよう、常々申し聞かせ、五人組限り吟味つ
かまつり候うよう、仰せ渡され、畏み奉り候。

右即前傳。①世有其說。後亦拾遺。不無
妄作。如仲尼曰。一箪食。一瓢飲。在陋巷。
人不堪。而仲尼不改。蓋其志在。所以
濟國。而苟得。則可。今之林方。亦非。庶
人。處。又安。能。無。怨。悲。苦。上。驚。恐。之。若。然。

右箇条の趣、このたび庄屋役、仰せ付けられ候うに
付き、きっと仰せ渡され、逐一承知、畏み奉り候。
然る上は、御役儀大切に、諸事御用向き念を入れ、
村方取計いの儀、いささかの儀たりと云えども相談
の上、粗略の筋これなきよう相勤め申すべく候。
よつて御請、一札差上げ申し候。以上

宣德七年卯正月
海內華嚴經書
卷之三

卷之三

寛政七年卯九月

海部郡府坂村庄屋

藤左衛門

佐伯

石虎虎後出納上士通程琳之始有其初
人一統猶有終全其後之始有其初
一固長生無亦可謂為人也。在於即用而生
乎樹方方經小感今之後之全物之不動者
亦惟後者其而生於石之修源也。意
之不外者其所以仍為萬事運乎是其所以

日銀
之店

右庄屋役、御願い申し上げ候う通り願済、仰せ付けられ、惣百姓ども一統、有難く仕合わせに存じ奉り候。段々仰せ渡され候う趣、私ども一同まかり出、承知、畏み奉り候。なおまた私ども差添えて、御用向き、その外、村方取締まりなどの儀、手抜きなく申し合い大切に相勤むべき旨。仰せ渡され、並びに惣百姓共にも仰せ渡されるの趣、くわしく申し聞か

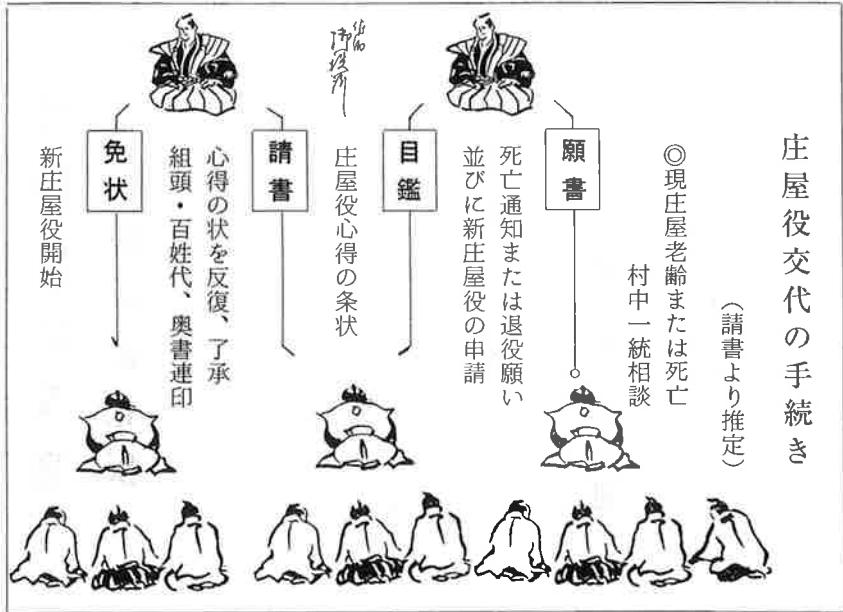
庄屋役交代の手続き

(請書より推定)

◎現庄屋老齢または死亡

村中一統相談

組頭 宇左衛門
同 久左衛門
百姓代助左衛門
同 窓右衛門



せるべき旨。畏み奉り候。よつて奥書連印つかまつり、差上げ奉り候。以上

一札差上げ申すの事(二)

一、海部郡・府坂村庄屋利吉儀、先達つて病死つかまつり候うに付き、後役の儀、村中一統相談の上、連印願書をもつて、御目鑑にて仰せ付けられ下され候うよう、願い上げ候うところ、未だ若年の儀に御座候らえども、格別の思召しをもつて、私へ後庄屋役、仰せ付けなされ畏み奉り、有難く仕合わせに存じ奉り候。

以下同文